

# 北九州市教育大綱について

## 《案》

平成 27 年 11 月  
北 九 州 市



# 北九州市教育大綱【イメージ】

## ～子どもたちのシビックプライド醸成～

### 北九州市教育の目標

思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ

- 自分の可能性を信じ、夢や希望をもつ子ども
- 自分の力でやり遂げ、自立する力をもつ子ども
- 思いやりの心もち、行動できる子ども

### 教育を支える力

学校、家庭、地域が  
連携する力

学校の  
教育力

家庭の  
教育力

地域の  
教育力

プラス

### 市全体で子どもの教育を支える4つの柱

- 本市が誇る文化芸術・スポーツ、歴史などの特性を活かした教育の推進
- 市民総ぐるみで子どもの教育を支える取組みの推進
- 特別な配慮を必要とする子どもの支援
- 少子・高齢化社会を踏まえた公共施設マネジメント

# 目 次

<b>第1章 大綱策定にあたって</b> .....	1
1. 策定の趣旨.....	1
2. 大綱について.....	2
(1) 大綱の位置づけ.....	2
(2) 大綱の対象.....	2
(3) 大綱の期間.....	2
<b>第2章 北九州市教育の目標と基本的な考え方</b> .....	3
<b>I 『北九州市子どもの未来をひらく教育プラン』の推進</b> .....	3
1. 北九州市教育の目標.....	3
2. 子どもの未来をひらく教育を支える力.....	4
(1) 学校の教育力.....	4
(2) 家庭の教育力.....	4
(3) 地域の教育力.....	4
(4) 学校、家庭、地域が連携する力.....	4
<b>II 市全体で子どもの教育を支える4つの柱</b> .....	5
1. 本市が誇る文化芸術・歴史などの特性を活かした教育の推進.....	5
2. 市民総ぐるみで子どもの教育を支える取組みの推進.....	6
3. 特別な配慮を必要とする子どもの支援.....	7
4. 少子・高齢化社会を踏まえた公共施設マネジメント.....	7

◆本冊における「幼稚園」「小学校」など学校種の記載は、原則として「市立」の幼稚園、学校を指します。

# 第1章 大綱策定にあたって

## 1. 策定の趣旨

北九州市では、教育委員会において、北九州市基本構想・基本計画（「元気発進！北九州」プラン）の趣旨を踏まえた分野別計画として、「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」を策定し、「思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ」という北九州市教育の目標を掲げ、さまざまな施策を総合的に推進しています。

一方、国においては、平成27年4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。今回の改正により、各地方公共団体に「総合教育会議」を設置し、首長と教育委員会が公開の場で、十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るとともに、首長が教育に関する「大綱」を策定し、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確化し、教育施策の総合的な推進を図ることとされました。また、「大綱」を定めるにあたっては、「総合教育会議」において、首長と教育委員会が協議・調整をすることとされました。

この改正を受けて、北九州市では、平成27年5月に「平成27年度第1回北九州市総合教育会議」を開催し、『本市子どもの教育の現状と課題』及び『子どもの教育を支えるため、市全体で取り組むべき主要事項』について協議し、本市の子どもの教育政策の方向性について、教育委員会と認識の共有を図りました。また、「大綱」については、教育委員会が策定している「教育プラン」の施策目標・方針を基本としつつ、市長として市全体の運営を担う立場から、「市全体」からの視点も踏まえ、第1回総合教育会議で協議した、『子どもの教育を支えるため、市全体で取り組むべき主要事項』等の内容を盛り込んで策定することとしました。

## 2. 大綱について

### (1) 大綱の位置づけ

この大綱は、本市教育行政に関する目標や基本方針を定めるもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、総合教育会議における教育委員会との協議・調整を経て市長が定めるものです。

### (2) 大綱の対象

この大綱は、学校教育を中心に、家庭や地域における教育活動や子育て支援なども含めた子どもの教育にかかる分野を対象とします。（「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」と同様）

### (3) 大綱の期間

この大綱の期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とします。（期間の終期は「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」と同様）

#### 【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

（略）

## 第2章 北九州市教育の目標と基本的な考え方

### Ⅰ 『北九州市子どもの未来をひらく教育プラン』の推進

北九州市では、北九州市基本構想・基本計画（「元気発進！北九州」プラン）の分野別計画として、「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」を教育委員会が策定しています。「教育プラン」は、市民の教育への率直な思いを聞きながら、策定したものであり、その「教育プラン」で定める施策目標・方針が、「北九州市教育大綱」の基本になるものです。本市の未来を担う子どもの教育を充実させるため、「教育プラン」を着実に推進します。

#### 1. 北九州市教育の目標

北九州市基本構想では、まちづくりは人づくりであるという考え方のもと「人」をまちの最大の財産ととらえ、まちづくりの基本方針の第一に「人づくり」を掲げています。

北九州市では「人づくり」の推進にあたって、「夢や希望をもって学校や地域での生活をおくってもらいたい」、「物事に粘り強く取り組み、やり遂げ、自立する力を備えてもらいたい」、「相手の立場を思いやる心もち、行動できる子どもに育てほしい」という子どもたちへの願いから、3つの目指す子ども像を定めました。

そして、そのような子どもをはぐくむために、大人が一人一人の子どもの成長に責任をもち、しっかり支えあう姿を理想の教育として、北九州市教育の目標を「思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ」としました。

北九州市では、「思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ」という本市教育の目標やその実現に向けた施策や取組みを総称して「～子どもの未来をひらく教育～」として位置付け、学校、家庭、地域の連携のもとで、未来を担う子どもの教育を充実させるための各種各施策を総合的に推進していきます。

#### 北九州市教育の目標

#### 思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ

- 自分の可能性を信じ、夢や希望をもつ子ども
- 自分の力でやり遂げ、自立する力をもつ子ども
- 思いやりの心もち、行動できる子ども

## 2. 子どもの未来をひらく教育を支える力

「子どもの未来をひらく教育」を押し進めていくためには、学校、家庭、地域という3つの主体それぞれがもつ教育力を発揮し、連携していくことが必要です。

そのため、子どもの教育を支える3つの主体の役割と連携のあり方について、基本的な考え方をまとめました。

北九州市では、学校、家庭、地域それぞれが役割を果たしながら、連携して子どもの教育に参画できるよう、北九州市全体の教育力を高めていくための施策を総合的に推進していきます。

### (1) 学校の教育力

#### 学校の役割

- 学校は、人と人のかかわりの中で知識、技能、技術を教え、心身の育ちを促す場所です。
- 子ども一人一人の成長を促す教育を行い、家庭や地域に開かれ、支えられた運営を実現していきます。

### (2) 家庭の教育力

#### 家庭に期待する役割

- 家庭は、愛情の中で子どもへの信頼感をはぐくむ基盤となる場所です。
- すべての教育の出発点として、家庭が子どもの心の育ちと成長を支え、学校や地域の教育活動に参加できるよう、社会全体で家庭を支える環境づくりを進めます。

### (3) 地域の教育力

#### 地域に期待する役割

- 地域は、子どもの社会性をはぐくむ場所です。
- 北九州市のもつ人の力、まちの力を子どもの教育につなげ、学校や家庭を支えつつ、豊かな活動が展開される環境をつくれます。

### (4) 学校、家庭、地域が連携する力

#### 連携のあり方

- 学校、家庭、地域が、子どもを育てる共同体として、相互に理解し、受入れ、補い合う環境づくりを進めます。

## II 市全体で子どもの教育を支える4つの柱

子どもの教育は、教育委員会が担っている教育行政にとどまらず、関係部局と一体となって市全体で進めるべきことから多方面におよんでいます。本市の誇る文化芸術や歴史などの特性を活かした教育や、特別な配慮を必要とする子どもへの支援など、関係部局間で連携した取組みが必要です。

また、全市を挙げて地方創生の取組みを進めるなかで、本市の子どもたちには、生まれ育ったまちに誇りや愛着を持てる取組みを進めることで、将来、ふるさとへの想いを持ち、ふるさとに貢献してくれるものと信じています。そのためには、学校や家庭や地域、あるいは行政や企業と一体となって、市民総ぐるみで、子どもたちに本市のさまざまな魅力を学び、触れて、理解をしてもらい、心の中に「シビックプライド」を醸成することが重要です。

こうした観点から、市全体で子どもの教育を支える4つの柱を掲げ、子どもの教育に係る方針として取組みを進めていきます。

### 『シビックプライド』

市民が自分の住んでいる、働いているまちに対して「誇り」や「愛着」を持ち、自らもこのまちを形成している1人であるという認識をもつとともに、自分たちのまちづくりに自発的に関わりたいという意識をもつこと。

### 1. 本市が誇る文化芸術・スポーツ、歴史などの特性を活かした教育の推進

- 本市ゆかりの先人や伝統文化など、地元の誇りとする文化を継承する取組みの推進
- 音楽や美術など文化芸術、スポーツに触れる機会の充実
- 将来の文化芸術、スポーツを担う人材の育成
- 環境未来都市としての独自性を活かした環境教育
- 地元企業などと連携・協力したキャリア教育

○世界文化遺産に登録された「官営八幡製鐵所関連施設」、児童文学者のみずかみかずよなどの本市ゆかりの先人、各地域における祭りや行事などの伝統文化や歴史など、地元の誇りとする文化等について、子どもたちが学び、触れる取組みを推進します。

○美術館などでの鑑賞事業や、学校訪問コンサートなどのアウトリーチ活動、劇場・ホールにおけるワークショップなど、子どもたちが音楽や美術など文化芸術に触れる機会を充実させるとともに文化芸術に係るフェスティバルを開催するなど子どもたち自身が自らの活動を発表する機会を充実し、将来の文化芸術を担う人材育成につなげていきます。

○大規模なスポーツ大会やプロスポーツの試合等を通して、子どもたちに夢と感動を与えるとともに、本市ゆかりのトップアスリートから、子どもたちが、直接スポーツの指導を受ける機会を充実するなど、ジュニア期からスポーツに親しむ取組みを推進します。

- 環境未来都市としての独自性を活かし、本市の豊かな自然環境や環境教育施設などの資源を活用し、子どもたちの体験活動を通じた環境教育を推進します。
- 本市には「モノづくり」をはじめ、さまざまな分野で、独創的な製品や技術、サービスを提供する優れた中小企業を含めた地元企業があります。こうした特性を活かし、小学校応援団など地元企業と連携・協力したキャリア教育を実施し、子どもたちに「モノづくりのまち」という本市の特性や魅力ある地元企業を知ってもらう取組みを進めます。
- これらの本市が誇る文化芸術・スポーツ、歴史などの特性を活かした取組みを推進することで、子どもたちのシビックプライドを醸成します。

## 2. 市民総ぐるみで子どもの教育を支える取組みの推進

- 学校、家庭、地域の更なる連携の推進
- 小学校応援団など企業と連携した取組みの推進
- 家庭、地域や関係機関等と連携した防災・安全に係る取組みの推進
- 地域での子どもの居場所づくり

- 子どもの教育は学校のみならず、家庭や地域の皆さんに支えられています。本市ではスクールヘルパーをはじめとした学校支援ボランティアとして、たいへん多くの保護者や地域の方々に、子どもの教育に参画していただいています。より多くの方々に子どもの教育に参画していただけるよう、スクールヘルパー制度や学校と学校支援ボランティアの間をコーディネートする学校支援地域本部事業などの学校、家庭、地域が連携した取組みをさらに推進します。
- また、本市では、経済界から小学校応援団を作ろうとのご提案があり、企業が子どもの教育に参画していただく仕組みができています。小学校応援団には多数の地元企業が参画し、出前授業や体験学習、工場見学の受入などの支援を行っていただいています。本市が誇るこの取組みをさらに推進するなど、企業の皆様との連携を一層深める取組みを進めます。
- 本市が進めている、安全・安心なまちづくりの中で、子どもは特に配慮すべき対象として挙げられています。子どもたちの通学路等の安全を確保するための見守り活動や、学校での防災・避難訓練などにも保護者や地域、関係機関と連携した取組みをさらに推進します。
- 地域での子どもの居場所づくりについては、放課後児童クラブや児童館などで、子どもたちの放課後の適切な遊びや生活の場を提供するとともに、市民センターでの実施事業など、地域で子どもを育てる取組みを着実に進めます。
- これらの家庭、地域や企業と連携した取組みにより、市民総ぐるみで子どもの教育を支えていきます。

### 3. 特別な配慮を必要とする子どもの支援

- 障害のある子どもへの支援
- いじめ、不登校等へのきめ細やかな対応
- 子どもの貧困対策

- 特別支援教育を必要とする子どもたちに対しては、一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制を整備することが大切です。特別支援教育を必要とする子どもが増加していることなどから、一人一人に着目した指導・支援体制を実現していくため、教育環境の整備や相談支援体制の強化、教員の専門性の向上、外部人材等の活用、そして医療・保健・福祉等の関係機関と連携した支援などのさらなる充実が必要です。また、市民の障害者理解の促進を図ります。
- また、障害のある子どもたちの将来の自立や社会参加に向けた就労支援も推進していく必要があります。地元企業等の協力も得ながら、子どもたちの新たな就労先や職域の開拓に向けた取組みをさらに推進し、より多くの生徒の一般就労につながるよう支援していきます。
- いじめ、不登校等の対応については、教員に加え、多様な専門性を持つ外部スタッフを配置し、「チーム学校」としての支援体制の整備・充実を図ります。また、少年支援室や子ども総合センターなどの市の関係組織はもとより、警察、地域など関係機関・団体と連携を図りながら、きめ細やかな対応を行います。
- 子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な支援をすることが大切です。経済的な理由などにより、十分な学習支援を受けることができない子どもへの学習支援など、子どもの貧困対策に市全体で取り組みます。

### 4. 少子・高齢化社会を踏まえた公共施設マネジメント

- 行財政改革大綱を踏まえた公共施設マネジメント

- 「北九州市行財政改革大綱」を踏まえた学校施設のマネジメントの考え方については、教育効果の向上と教育環境の整備を図るため、「北九州市立小・中学校の規模のあり方について」の基準に沿って、学校規模適正化に取り組むとともに、学校教育に支障がない範囲内で、引き続き、学校施設の開放に取り組むこととしています。少子・高齢化社会の進展という状況なども踏まえながら、教育委員会も含め全市的に公共施設マネジメントの取組みを進めていきます。